

糸魚川市障害者差別解消支援地域協議会の役割

○設置の目的

障害者差別解消法第17条の規定に基づき「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、地域における障害者差別に関する相談事例等に係る情報の共有・協議を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、障害者差別解消に向けた取組を推進する。

○委員構成

糸魚川市地域自立支援協議会の委員に加え、法曹関係、人権関係、行政関係の各機関を加えた委員で構成する。

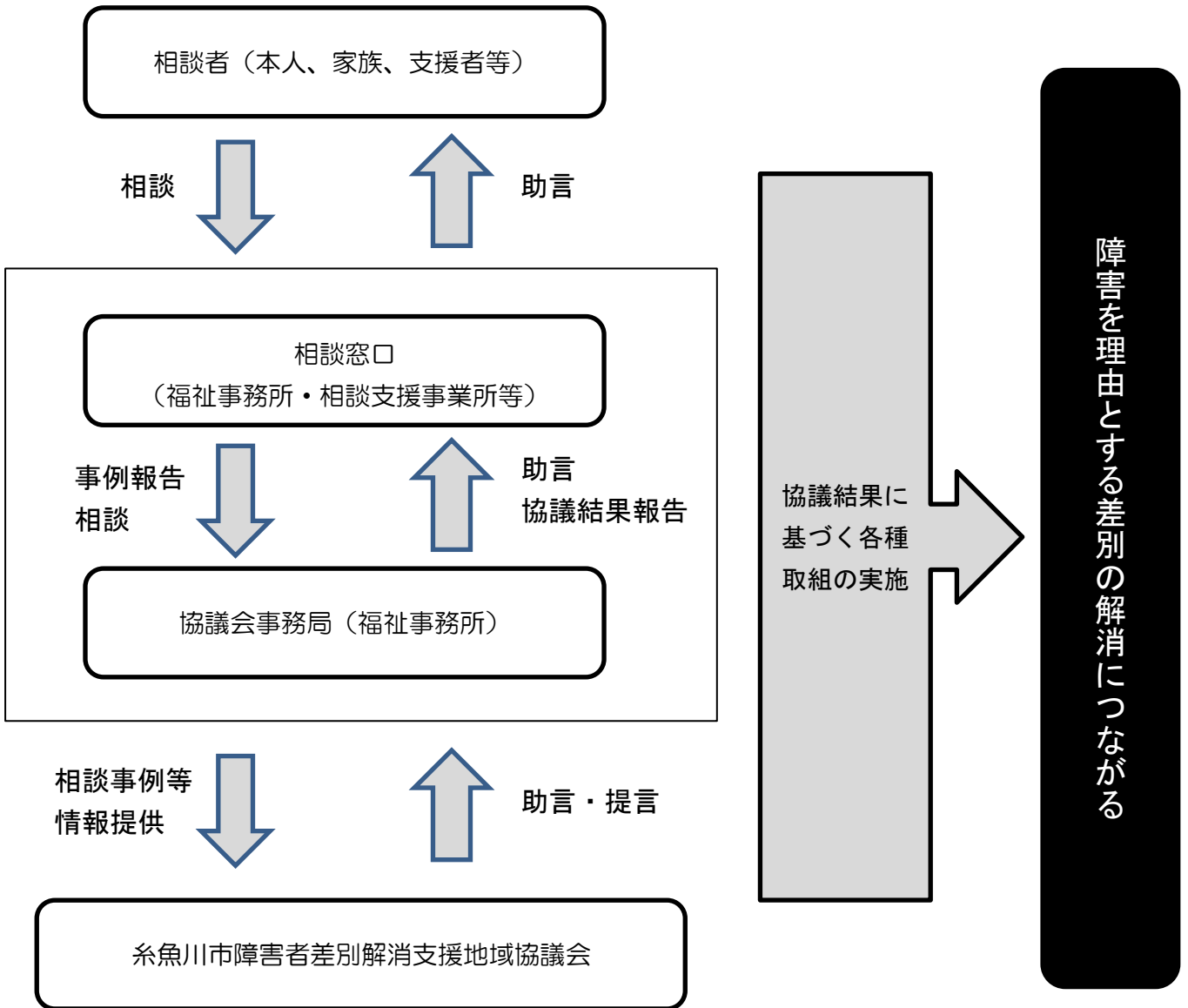
○協議会開催計画

年2回程度を予定

○協議する内容

- (1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
→ひとつの機関で対応が困難な事案について、協議会の中でこういった事案を共有し、その後同様の事案が発生した時に迅速な対応ができるようにする。
- (2) 関係機関等が対応した相談事例の共有
→関係機関等が対応した相談事例に関する情報を共有することで、協議会構成員の障害者差別に関する共通認識を持ち、類似した相談への参考になり、相談対応力の向上にもつながる。
- (3) 障害者差別に関する相談体制の整備
→障害者差別についての相談が予想される窓口を洗い出し、聞き取る窓口によって対応が異ならないようにするための共通シート等の作成や、事案解決のための相談フローを検討する。
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発等
→障害者に対する誤解や偏見、無理解、合理的配慮に関する情報不足等が原因で起こる障害者差別を解消していくため、法律の周知や障害特性を理解するための研修、差別解消の取組事例の発信など、幅広い理解促進をする。

○障害者差別に関する相談の流れ



○今年度の取組について

1 障害者団体との勉強会開催

講師：糸魚川ひまわり基金法律事務所 川辺雄太弁護士

内容：当事者・家族のための障害者差別解消法

- ・クレヨンの会（6月17日 13人参加）
- ・さざんかの会（8月6日 12人参加）
- ・精神障害者家族会（8月27日 7人参加）

（意見等）

- ・差別の通報をしても小さな地域なので誰が言ったか特定されてしまう。
- ・事業所が相手となると、その後に良好な関係が保てるか、その後利用に影響が出ないか心配。
- ・駅北大火後に飲食店等も新しくなったが、バリアフリー化されていない。入り口にも段差があり、車イスでの利用が難しい。
- ・お店に入っても、トイレがバリアフリー対応していないと行きづらい。お願いする相手は個人事業主が多く、そこまで強く言うこともできない。
- ・いまだに盲導犬を同伴して入店できないお店がある。
- ・目が不自由だが、保険や銀行の手続きで代筆ができないと言われ、困ったことがあった。
- ・差別通報の第一窓口は市役所になっており、それだと市役所に対しての通報はなかなか言いづらい。
- ・選挙で投票へ行く時など、高齢者だと配慮してもらえるが、見えない障害だと配慮してもらえない場合がある。